## 令和6年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1		_
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( 徴収規定 )	
要望 項目名		犯罪被害給付制度に係る税制上の所要の措置	
要望(概	内容要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)、特例措置の内容 犯罪被害給付制度の見直しを令和6年度中に行う場合においても、引き続き、犯罪被害者等給付金について非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。	۰,,
関係	条文	<ul> <li>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)(抄)</li> <li>(犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護)</li> <li>第十七条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。</li> <li>(公課の禁止)</li> <li>第十八条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。</li> </ul>	
減 見道	収 2額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位:百万円)	
要望	理由	(1)政策目的 犯罪被害者等給付金は、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により重大な犯罪被害(死亡、障害又は重信病)を負い、他に何らの救済も受けることができない犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等が受けた料神的、経済的被害の軽減を図るため、国が、社会の連帯共助の精神に基づき支給するものである。 犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)により、非課税措置及び短押禁止措置が講じられているところである。	清金
		(2)施策の必要性 犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)において、既に非課税措施及び差押禁止措置が講じられているところ、現在、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)に基づき、有識者検討会を開催して犯罪被害給付制度の持本的強化に関する検討を行っている。当該検討を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しを令和6年度中に行う場合においても、犯罪被害者等が受けた精神的・経済的被害の軽減を図るため、社会の連帯共助の精神に基づき国が支給するものであるという犯罪被害者等給付金の趣旨に何ら変更はないことから、これに対して課税等をして犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることのないよう、引き続き、犯罪被害者等給付金について、非課税措置及び差押禁止措置が講じられることとする必要がある。	置5抜このこ
本要 対応 縮源			

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	令和5年度政策評価実施計画(国家公安委員会・警察庁) 基本目標7 犯罪被害者等の支援の充実 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
	政策の 達成目標	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
	同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況	犯罪被害給付制度は、同制度が発足した昭和 56 年から令和 5 年 3 月末までの間に 12, 144 人の犯罪被害者について約 366 億 2900 万円を支給している。
有効性	要望の措置の適用見込み	_
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	犯罪被害者等給付金に非課税措置及び差押禁止措置が適用された場合、犯罪被害者等が受ける犯罪被害者等給付金は減額されないことから、犯罪被害者等の精神的、経済的被害の軽減を 図る上で有効である。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	犯罪被害者等給付金は、他に何らの救済を受けることができない犯罪被害者等に対し、犯罪 被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が社会連帯共助の精神に基づき支 給するものであり、これに対して課税等した場合には、制度の趣旨に反し、犯罪被害者等の立 ち直り効果が減殺されることなどから、非課税措置及び差押禁止措置が不可欠である。

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	犯罪被害者等給付金については、犯罪被害給付制度創設時(昭和56年1月)から非課税措置 及び差押禁止措置が講じられている。 平成30年度税制改正要望において、犯罪被害者等給付金の支給対象範囲の拡大、支給額の引 上げ等がなされた後においても、引き続き、非課税措置及び差押禁止措置を講ずるよう要望し、 実現。